

母子健康手帳の交付について

担 当 課：子ども家庭センター（健康課内）

電 話： 0470(23)3113

1 目的

母子健康手帳は、妊娠中から生まれたお子様の健康管理・成長記録として活用していただくものです。日々の変化やお子様の様子などの育児記録になります。

妊娠の届出をした方に交付しています。

2 妊娠届出の対象者

妊娠しているという事実が確定したら、妊婦が届出をしてください。

妊婦本人が疾病等により届出ができない場合は、夫及び両親でも届出ができます。

妊婦以外の方が届出をする時には、妊婦本人の委任状が必要となります。

3 届出に必要なもの

- ・妊娠届出書

＊届出書以外の書類や印鑑等は必要ありません。

- ・マイナンバーカードや住民票（マイナンバー入り）

- ・本人確認書類（運転免許証など）※マイナンバーカード持参の場合は不要

- ・委任状（妊婦本人以外が届出をする場合）

4 手数料

無料

5 届出窓口

館山市こども家庭センター（健康課内）

館山市北条 740-1 館山市コミュニティセンター2階

※マイナンバーについて、次ページ以降を参照してください。↓

館山市民の皆様へ

妊娠届出時の個人番号(マイナンバー)提示のお願い

平成 28 年 1 月から、妊娠届出書に「妊婦本人の個人番号(マイナンバー)」の記入が必要になります。

受付時に窓口で **①個人番号の確認** **②本人確認** を行います。

妊娠の届出において収集された個人番号は、災害時の被災者台帳の作成に利用されます。

※なお、医療機関が妊娠の届出に関して個人番号を収集することはありません。

～ 妊娠届出時に必要なもの ～

◎ マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカード1 枚で ①個人番号の確認 ②本人確認を行えます。

【個人番号カード】



(裏面)

妊娠の届出とは？

法律に定められた届出で、医療機関で妊娠の診断を受けた方は、できるだけ早く、館山市こども家庭センター（健康課内）に妊娠を届け出てください。母子健康手帳・館山市妊婦健康診査受診票をお渡しします。またその際に、妊娠・出産・育児の不安や悩みについて保健師の面接相談も実施しています。



本人確認に必要なものは以下のとおりです。

A から 1 種類	A	☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード（個人番号カード） ☐ 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に発行されたもの） ☐ 旅券（パスポート） ☐ 住民基本台帳カード（写真付） ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳（写真付） ☐ 療育手帳 ☐ 国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書（写真付） ☐ その他国・地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書 等
(Aをお持ちでない方) B から 2 種類 もしくは B・C から 1 種類ずつ	B	☐ 被保険者証（国民健康保険証、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険） ☐ 健康保険日雇特例被保険者手帳 ☐ 共済組合員証 ☐ 私立学校教職員共済加入者証 ☐ 国民年金手帳 ☐ 国民年金、厚生年金保険若しくは恩給の証書 ☐ 住民基本台帳カード（写真なし） ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 特別児童扶養手当証書 ☐ A に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、生活保護受給者証 ※個人識別事項（「氏名+生年月日」「氏名+住所」）の記載があるものに限る。
	C	☐ 学生証 ☐ 法人（国若しくは地方公共団体以外。）が発行した身分証明書（写真付） ☐ 国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（A で掲げる書類を除く。）（写真付） ※個人識別事項（「氏名+生年月日」「氏名+住所」）の記載があるものに限る。